

**復興推進会議（第17回）**  
**原子力災害対策本部会議（第42回）**  
**合同会合 議事録**

1 日 時：平成28年8月31日 17：25～17：34

2 場 所：官邸4階 大会議室

3 出席者：

【本部長】安倍晋三内閣総理大臣

【副本部長】菅義偉内閣官房長官、世耕弘成経済産業大臣、山本公一環境大臣、田中俊一原子力規制委員会委員長

【本部員等】麻生太郎副総理、金田勝年法務大臣、岸田文雄外務大臣、松野博文文部科学大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、山本有二農林水産大臣、石井啓一国土交通大臣、稲田朋美防衛大臣、今村雅弘復興大臣、松本純国務大臣、鶴保庸介国務大臣、加藤勝信国務大臣、山本幸三国務大臣、丸川珠代国務大臣、萩生田光一内閣官房副長官、野上浩太郎内閣官房副長官、杉田和博内閣官房副長官、横畠裕介内閣法制局長官、橘慶一郎復興副大臣、長沢広明復興副大臣、末松信介復興副大臣、原田憲治総務副大臣、高木陽介経済産業副大臣、伊藤忠彦環境副大臣、田野瀬太道復興大臣政務官、井原巧復興大臣政務官、西村泰彦内閣危機管理監

4 配布資料

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 資料1   | 帰還困難区域の取扱いに関する考え方（案）       |
| 参考資料1 | 復興推進会議構成員                  |
| 参考資料2 | 原子力災害対策本部構成員               |
| 参考資料3 | 復興加速化への取組（第16回復興推進会議配布資料）  |
| 参考資料4 | 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂の進捗 |
| 参考資料5 | 復興推進会議（第16回）議事録            |

5 議 事

（1）帰還困難区域の取扱いに関する考え方（案）について

今村復興大臣 ただいまから、復興推進会議と原子力災害対策本部会議の合同会合を開催いたします。

東日本大震災の発生から間もなく5年半を迎えます。実は、昨日で発災から2,000日目を迎えました。この間、安倍総理の力強いリーダーシップのもと、各閣僚や関係者の御尽力もあり、復興は着実に進展しています。この場を借りまして、皆様方の御協力を改めて感謝申し上げます。

それでは、議事に移ります。

本年3月に、総理より、帰還困難区域の取扱いについて、夏までに国の考え方を示したいとの御発言がありました。また、先日8月24日に、与党より「東日本大震災 復興加速化のための第6次提言」が示され、総理より、当提言を最大限尊重し、政府としての帰還困難区域の取扱い方針を早急に策定するよう御指示をいただきました。

御指示を受け、経済産業大臣、環境大臣と私とが中心となって「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（案）」を取りまとめました。本案について、原子力災害対策本部副本部長である世耕経済産業大臣から御説明いただき、引き続き、経済産業省としての取組について御発言をいただきます。

世耕大臣、よろしくお願いいいたします。

世耕経済産業大臣 議事1の「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（案）」について御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

帰還困難区域につきましては、平成23年12月26日の原子力災害対策本部決定において、放射線量が高く、将来にわたって居住を制限することを原則としましたが、一部では放射線量が低下していること等を踏まえ、地元から、帰還困難区域の取扱いを検討するよう要望を受けております。

また、8月24日に与党より「東日本大震災 復興加速化のための第6次提言」が総理に手交されました。総理から、復興大臣、環境大臣、そして私に対して、この提言を最大限尊重し、政府としての取扱い方針を早急に策定するよう御指示があったところであります。

これを踏まえ、政府としての取扱い方針について、3大臣で議論の上、資料1を案としてお示ししております。ポイントは3点です。

まず1点目、与党提言を踏まえ、政府としての基本的な方針を記載しております。具体的には、帰還困難区域のうち、5年を目途に避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備すること、あわせて、広域的なネットワークを構成する主要道路の整備も行うこと、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行うこと、これらを実現するため、国は、法制度、予算等を措置することなどであります。

続いて2点目ですが、本日お示ししたものは基本的な方針であるため、具体化に向けた検討課題を示しております。具体的には、インフラ整備と除染を一体的かつ連動して進め

る方策の検討、避難先の生活再建支援の強化等であります。

最後に3点目ですが、帰還困難区域の復興事業が、平成29年度のできるだけ早期に着手できるように、基本方針を踏まえた施策の具体化を進めていくことを記載しております。

資料1の説明は以上です。

なお、本案を政府として具体化していくに当たっては、原子力被災者生活支援チーム長として、復興拠点の整備事業が進むよう、立入規制、事業実施要件の見直し等にも取り組んでまいります。

以上です。

今村復興大臣 ありがとうございます。

関連して、山本環境大臣からも御発言をいただきます。

山本環境大臣 環境省といたしましては、復興拠点における除染とインフラ整備の一体的かつ効率的な実施について、復興拠点で実施される事業の実態、国と自治体の役割等を勘案しながら、地元の意向も踏まえ、復興庁、内閣府等と協力して、検討してまいりたいと思います。

本日決定された基本的な方針を踏まえた具体化に当たり、引き続き、しっかりと役割を果たしてまいりたいと思っております。

今村復興大臣 ありがとうございます。

そのほかの大臣からも御発言を順次いただきます。

まずは、石井国土交通大臣からお願いいたします。

石井国土交通大臣 国土交通省関係では、現在、帰還困難区域に指定されている地域の復興に資するため、関係機関と協力しながら、常磐道の追加インターチェンジについて整備を行うなど、インフラ整備を着実に行ってまいります。

以上です。

今村復興大臣 ありがとうございます。

続いて、山本農林水産大臣からお願いします。

山本農林水産大臣 福島県の農林水産業の再生に向けて、引き続き、営農再開支援、風評対策、輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ等に全力で取り組んでまいります。

また、具体化に向けた検討課題にあります里山再生モデル事業の帰還困難区域での実施につきましても、地元の御意向を踏まえ、関係省庁とも連携しながら、検討してまいります。

以上です。

今村復興大臣 ありがとうございます。

各担当から御発言いただきましたが、復興庁としても、地元の意向を踏まえながら、法制度や予算をはじめ、あらゆる手段を尽くして、本政府方針が目指す復興拠点等の整備にできる限り早く着手できるように、全力で取り組んでまいります。

この、福島復興の先行きに関わる重要な課題である帰還困難区域への対応をはじめと

して、福島復興・再生に政府一丸となって取り組んでいきたいと存じますので、関係各位の御協力をお願いいたします。

各省からの発言は以上とします。

それでは、資料1「帰還困難区域の取扱いに関する考え方(案)」につきまして、復興推進会議・原子力災害対策本部会議による合同決定としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

今村復興大臣 では、資料1につきまして、決定といたします。ありがとうございました。

次に、総理から御挨拶をいただきますが、ここでプレスを入れます。

(報道関係者入室)

今村復興大臣 それでは、総理、お願いいたします。

安倍内閣総理大臣 政府・与党一体となって、被災自治体の意見を汲み取り、本日、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を取りまとめました。

この基本方針をもとに、帰還困難区域の復興に一日も早く着手します。関係大臣は、地元の意見を踏まえながら、年末を目途に具体策を検討し、関係法案の次期通常国会への提出や来年度からの必要な予算等の措置に向けて、作業を進めてください。

帰還困難区域以外の区域についても、来年3月までに避難指示を解除できるよう、引き続き、環境整備に取り組んでください。

改めて、「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、縦割りを排し、現場主義を徹底しながら、全力で被災地の復興に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今村復興大臣 ありがとうございました。

報道関係者はここで退場願います。

(報道関係者退室)

今村復興大臣 それでは、本日はここまでとさせていただきます。

どうもありがとうございました。